

「松下アジアスカラシップ」詳細

助成番号	研究テーマ（留学目的）		
	留学国	留学機関	留学期間
	氏名	所属	区分
01-004	カンボジア村落における政治力学の研究 人民党組織を中心にー		
	カンボジア	カンボジア王立アカデミー	
	山田 裕史	上智大学大学院	院生修士

研究テーマ（留学目的）の説明（助成決定時のテーマ。文責は本人）

本研究は、ポル・ポト政権崩壊（1979年）以降のカンボジアの「村落」（クムおよびプム）における、行政の実態とその変容を明らかにするとともに、そこで展開される政治力学の構造を解明することを目的とする。具体的には、1979年から現在に至るまで大半の地域で地方行政を支配している人民党の地方組織に着目し、後述する条件の異なる3カ所の村落において、人民党組織の浸透状況と構造、機能などに関する詳細な聞き取り調査および文献収集を行なう。また、1993年の体制移行を経て、制度上だけでなく実際に村落レベルにおける人民党の一元的な支配という権力構造に、どのような変化が生じたのかという点も併せて考察する。

カンボジアの地方行政機構は、「カエット（州） スロック（郡） クム（集合村）」および「クロン（特別市） カン（区） サンカット（町）」によって構成されている。これはフランス植民地時代に整備された制度で、ポル・ポト政権期（1975～79年）を除けば現在に至るまで存続している。地方行政上の正式な組織ではないが、クムの下には「プム」と呼ばれる自然村的な集落があり、これがカンボジア人の最小の生活圏である。なお、本研究でいう「村落」とはクムおよびプムを指す。

本研究は次の2つの内容から成る。第1は、人民革命党政権期（1979～91年）の村落レベルにおける人民革命委員会と人民革命党支部の浸透状況、構造、機能および相互関連性を解明することである。憲法上、前者は政府によって設置される村落行政の執行機関であり、後者とは明確に区別される。しかし実際には、後者しか存在しない地域や両者が併設された地域もあったという。1980年代のカンボジアは内戦下にあったため、国内で調査研究活動を実施することは困難であった。そのため、当時の村落における行政の実態は未だに不明瞭な部分が多い。1990年代に入り、パリ和平協定（91年）とUNTACの主導による制憲議会選挙（93年）を経て、新憲法が制定された。現行憲法は地方自治に関する規定を持たず、地方行政は大臣会議令などの諸法令によって定められている。人民党の一元的な支配体制は中央レベルにおいては崩壊したが、地方行政に関しては、現在に至るまで同党が8割を抑えているといわれる。したがって第2の研究内容は、体制移行に伴う村落レベルでの人民党組織の変容を追いながら、同党がいかんにして他政党に対して優位を保っているのかを明らかにするため、村落レベルにおける権力構造の分析を行なう。

成果報告書

助成番号

01 - 004

氏名	山田 裕史	留学先国名	カンボジア王国	機関名	カンボジア王立アカデミー
<p>1. はじめに</p> <p>本研究の目的は、民主カンプチア政権（＝ポル・ポト政権）崩壊（1979年1月）以降の、カンボジアの地方村落における行政の実態とその変容を明らかにするとともに、そこで展開される政治力学の構造を明らかにすることにある。</p> <p>1979年1月に成立した人民革命党政権は、過去のどの政権よりも党組織を通じた強固な地方支配を確立した政権だった。1993年、国連管理下での自由選挙の実施と、その後の FUNCINPEC 党と人民党（1991年10月に人民革命党から改称）を中核とする連立新政府の樹立によって、人民党による一元的な政治支配は中央・地方ともに制度上は終焉を迎えた。しかし人民党は、党組織と不可分に結びついた国家機構に対する影響力を背景に、1993年の体制移行後も着々と党勢を拡大し、とりわけ地方の村落レベルにおいては、現在にいたるまで支配的な地位を安定的に維持しているⁱ。</p> <p>上記の政治状況を踏まえて、人民革命党政権期（1979～1993年）の地方政治の実態、具体的には、人民革命党の地方党組織の建設過程や、地方党組織と人民革命委員会（＝地方行政の執行機関）の構造や機能、相互関連性を検討することが、本研究の第1の主題となる。第2の主題は、人民革命党政権下で建設された地方党組織と地方行政機構が、1993年の体制移行後、政治的多元化が進む中でどのような変容を遂げ、地方政治の権力構造にいかなる変化をもたらしたのかを検討することである。以上の主題を検討することで、人民党が現在にいたるまで、いかにして地方村落において強固な支配を維持しているのかを明らかにすることができるⁱⁱと考える。</p> <p>人民革命党政権期のカンボジア国内の状況に関する実証的な先行研究はきわめて少なく、これまで人民革命党による地方支配の実態はほとんど解明されていなかった。しかし本研究では、現地調査で入手した人民革命党の規約や人民革命党政権の官報の分析、さらに地方における人民党関係者や行政関係者からの聞き取り調査を通じて、以下で詳述するように、人民革命党／人民党支配という視点から地方政治を分析するうえで不可欠となる、基礎的な事実関係を把握することができた。</p> <p>2. 人民革命党政権下における地方政治の実態（1979～1993年）</p> <p>2-1. 地方党組織の建設</p> <p>人民革命党政権下のカンボジアの地方行政区分は、中央政府のもとで「州（カエット）—郡（スロック）—クム」、および中央政府に直接従属する「特別市（クロン）—[地区（カン）：1989年の憲法改正以降]—ソンカット」に区割りされたⁱⁱ。なお、この「州—郡—クム」および「特別市—地区—ソンカット」という行政区分は、ポル・ポト政権期（1975年4月～1979年1月）を除けば、フランス植民地期の1920代から現在にいたるまで基本的に継続している。また、憲法上の正式な行政区分ではないが、「行政村」または「集合村」と訳されることもあるクムとソンカットは、プームと呼ばれる</p>					

村（集落）が集まって構成されている。

人民革命党の地方党組織は、上記の行政区分に対応する形で、州・特別市、郡・州都・地区、基礎（＝細胞）という 3 つのレベルに設立された。クムや工場、企業、農場、病院、学校などの基礎レベルでは、3 人以上の党員がいる場合は党支部または基礎部分党と呼ばれる初級党組織が設立された。党員が 6 人以下の党支部は書記を選出し、7 人以上の党支部では党書記をふくむ党支部委員会が選出された。一方、州・特別市および郡・州都・地区レベルでは、5 年に 2 度開催される代表者による大会で党委員会を選出し、党委員会は書記および副書記、党委員会常任委員（9 人以上の党員を抱える党委員会のみ）を選出した。

2-2. 人民革命委員会——地方行政の執行機関

上記の地方党組織の指導のもと、州・特別市からクム・ソンカットにいたるまで、人民革命委員会ⁱⁱⁱと呼ばれる地方行政の執行機関が設置された。クム・ソンカットにおける人民革命委員会は地域住民による普通、平等、直接および秘密投票によって選挙され、その任期は 3 年と憲法で規定された。しかし人民革命党政権下でクム・ソンカット人民革命委員会選挙が実施されたのは、1981 年 2～3 月（一部の地域では 4 月）の 1 回のみだった。クム・ソンカット人民革命委員会は 5 人で構成され、委員長と副委員長が常任委員会を構成した。

一方、州・特別市人民革命委員会（任期は 5 年）および郡・地区人民革命委員会（任期は 3 年間）は、それぞれひとつ下級の人民革命委員会および同級の祖国建設防衛団結戦線および大衆組織の代表者による間接選挙で選出された。州・特別市人民革命委員会は 9～15 人で構成され、州・特別市の軍や警察、治安機関を支配下に置き、徴税権を持つ委員長のほか、副委員長、常任委員ら 3～5 人で構成される常任委員会が設置された。また、郡人民革命委員会は 7 人で構成され、委員長、副委員長、常任委員ら 3 人で構成される常任委員会が設置された。

2-3. 人民革命党政権の構造的特質——党＝国家（party-state）体制

上記の各級人民革命委員会は、同級の地方党組織の指導を受けるとされたが、実際には大半の地域において、地方党組織の構成員が人民革命委員会の構成員を兼任していた。すなわち、党組織と行政機構は人員面で一体化していたのである。中央レベルにおいても党中央の指導者の多くが党内の役職とともに行政や立法などの国家機構の主要ポストを兼任していたが、この「党＝国家（party-state）体制」という人民革命党政権の構造的特質は、地方においてより顕著に見られた。その要因として、地方レベルではイデオロギー的に堅固で信頼できる指導者が不足していたことが考えられる。人民革命党政権発足時の党員数はわずか 200 人程度であり、これらの党員の多くは党中央や中央政府で必要とされたため、地方には非常に限られた数の人材しか派遣できなかった。その結果、地方においては各級党組織の指導者が人民革命委員会委員を兼任することで、党の国家に対する指導を徹底したのである。

州・特別市レベルにおける党組織および人民革命委員会の人事を検討してみると（資料 1 を参照）、党員数がきわめて少なかった 1980 年代前半は、党書記が人民革命委員会委員長を兼任する地域が多かった。しかし 1985 年の第 5 回党大会以降、党員数が徐々に増加するにつれて、人員面に関しては

党と国家の分離が進み、1989年までにすべての州・特別市で党書記と人民革命委員会委員長にはそれぞれ別の人物が就任した。その場合、人民革命委員会副委員長のポストは党書記に与えられ、引き続き地方党が地方行政機関の指導と監督にあたった。しかし国連の管理下での自由選挙の実施が不可避となると、マルクス・レーニン主義を放棄してエリート前衛政党から大衆政党への転換を図った1991年10月の臨時党大会前から、人員面における党と国家の一体化が再び進み、1992年7月までにすべての州・特別市で地方党委員会委員長（1991年10月までの呼称は「州・特別市党書記」）が州知事・市長（1991年10月までの呼称は「州・特別市人民革命委員会委員長」）を兼任した（詳細は、資料1を参照）。こうして人民党は、地方行政機関や軍、警察などの国家機構を同党の選挙キャンペーンに動員した。

他方、郡・地区およびクム・ソンカット・レベルでは、州・特別市レベルに比べて正党员や党员候補がさらに少なかったため、新党员の供給源としての役割を果たす「クロム・スノール」(core groupの意)や大衆組織のひとつである「人民革命青年同盟」のメンバーが、党员数の不足を補う形で党组织や人民革命委員会を構成することが多かった。筆者が聞き取り調査を行なったポーサット州やコムボン・スプー州、プレイ・ヴェーン州のいくつかのクムにおいても同様の傾向が確認できたほか、祖国建設防衛団結戦線や女性協会といった大衆組織のメンバーが人民革命委員会委員を兼任していたというクムも見られた。

3. 新体制下における地方の権力構造（1993年～）

3-1. 州・特別市における権力分有

1993年5月、国連の管理下で制憲議会選挙が実施され、王党派のFUNCINPEC党が58議席（得票率：45.47%）を獲得して第1党となり、人民党は大方の予想に反して51議席（得票率：38.23%）しか獲得できずに第2党となった。暫定国民政府の樹立を経て、同年9月に新憲法が公布され、11月にはFUNCINPEC党のノロドム・ラナリット党首を第1首相、人民党のフン・セン副党首を第2首相とする連立政府が正式に発足した。

政府、国会、軍などの中央国家機構では、FUNCINPEC党と人民党の2大政党間を中心に権力分有措置がとられたが、地方レベルにおいても、同年12月に地方行政指導部（州知事・市長、第1～3副知事・市長）の権力分有が実現した。なお、1993年体制下のカンボジアの地方行政区分は、中央政府の下で「州—郡—クム」、および中央政府に直属する「特別市—地区—ソンカット」に区割りされている。州知事・市長は首相によって任命され、郡長・区長は知事・市長の推薦に基づく州条例・特別市条例の規定によって任命される。

1993年12月の州・特別市指導部の権力分有措置により、FUNCINPEC党は8州・2特別市、人民党は11州でそれぞれ州知事・市長ポストを獲得した。FUNCINPEC党10、人民党11という州知事・市長ポストの配分数は、両党が制憲議会選挙で第1党の座を獲得した選挙区数と同じ数である。全国21選挙区（19州・2特別市）のうち、FUNCINPEC党は首都プノンペン特別市やコムボン・チャーム州、バット・ドムボーン州といった、議席定数が多く、経済的にも重要な地域をふくむ10選挙区で勝利した。一方、人民党はタイやラオス、ベトナムと国境を接する地域や、他政党の浸透が困難な僻

地を中心に 11 選挙区で第 1 党の座を獲得した。

このように両党間で分有された州知事・市長ポストの数だけに着目すれば、選挙結果に基づき公平な権力分有措置が取られたかのように見える。しかしながら、各選挙区で第 1 党となった政党が必ずしもその州・特別市の知事・市長ポストを獲得したわけではなかった。9 つの州では選挙結果が反映されず、州知事はその選挙区で第 2 党となった政党から任命されたのである^{iv}。例えば、FUNCINPEC 党が第 1 党となったバット・ドムボーン州とコムボン・チャーム州という最も重要な 2 つの州では、州知事ポストを獲得したのは人民党だった。逆に、人民党がおさえたモンドルキリー州やプレアハ・ヴィヒア州といった国境沿いの僻地の州知事ポストは、FUNCINPEC 党に与えられた。このように人民党は議席配分数の多い州や、経済的な利権が絡む州などで州知事ポストを獲得したのである。

3-2. 地方における権力構造の実態

州・特別市の指導部は知事・市長以下、3 人の副知事・副市長によって構成され^v、基本的に知事・市長および第 2 副知事・第 2 副市長は同一の政党から、そして第 1 副知事・第 1 副市長および第 3 副知事・第 3 副市長は他の同一政党から任命された^{vi}。例えば、人民党が州知事ポストを獲得した州では、第 1 副知事は FUNCINPEC 党、第 2 副知事は人民党、そして第 3 副知事は FUNCINPEC 党が獲得するといった具合である。知事・市長が決裁するすべての案件は第 1 副知事・市長の同意を要するため、制度上は FUNCINPEC 党も人民党も単独での政策決定はできないことになっている。しかしながら、国連の暫定統治下で温存された「党＝国家体制」は、FUNCINPEC 党の州知事・市長による地方行政の運営を簡単に許すものではなかった。1980 年代を通じて人民党がつくりあげた行政機構に単身で乗り込む形となった FUNCINPEC 党の州知事・市長の影響力は非常に限られており、大半の公務員の忠誠は人民党の第 1 副知事・市長へと向かい、FUNCINPEC 党の決定や政策の実行はしばしば拒否されてきた。

一方、コムボン・チャーム、コムボン・トム、コホ・コン、ポーサット、ター・カエウという 5 州では、体制移行前の人民党政権下で州党書記と州人民委員会委員長（＝州知事）を兼任していた人物が、そのまま州知事のポストにとどまった。さらに、FUNCINPEC 党が州知事・特別市長ポストを獲得したプレイ・ヴェーン州、シナム・リアプ州、プレアハ・シハヌ特別市（＝シハヌークヴィル特別市）では、人民党政権下で州党書記と州人民革命委員会委員長を兼任していた人物が第 1 副知事に任命され、FUNCINPEC 党に所属する州知事以上の権力と影響力を行使している。さらに、各州・市庁舎内に設置されている知事・市長官房内の文書課や人事課といった重要ポストは、コンダール州などの一部を除いてすべて人民党がおさえているという。

以上のように、州・特別市レベルにおいても FUNCINPEC 党と人民党の間でほぼ対等のポスト配分がなされたが、「党＝国家体制」が国連の暫定統治期にほとんど手付かずのまま温存されたことで、地方における真の権力は、人民党体制下で州・特別市党書記や州・特別市人民革命委員会委員長を務めた人物で構成される地方党指導部を中心とする、人民党の州知事または第 1 副知事・市長が握ることになったのである。

3-3. 地方村落における政治力学の変化——クム・ロカー・トムの事例

地方における政党間の権力分有は、先述のように、州・特別市レベルでは1993年12月に実現したが、郡・区レベルでは1996年まで、さらにクム・ソンカット・レベルにおいては2002年2月のクム・ソンカット評議会選挙後まで、人民党による地方行政ポストの独占が続いた。しかしながら、地方の村落レベルへの人民党以外の政党の浸透や国際・国内 NGO などの展開にともない、村落レベルにおいても政治力学の変化が見られるようになった。以下、一例として、コムポン・スプー州チュバー・モーン郡クム・ロカー・トムの事例を紹介する。

12のプームによって構成されるクム・ロカー・トムは、首都プノンペンから国道4号線を西南へ約50kmのところに位置する。クム・ロカー・トムは他4つのクムとともに、コムポン・スプー州の州都に当たるチュバー・モーン郡を構成している。1993年5月に実施された制憲議会選挙において、コムポン・スプー州（議席定数6）では人民党が3議席、FUNCINPEC党が2議席、仏教自由民主党が1議席を獲得した。クムごとの選挙結果がないため、1993年選挙でクム・ロカー・トムではどの政党が何票を獲得したかは不明であるが、同クムにおける政党や行政関係者からの聞き取りによれば、第1党となったのは人民党であった。以後、1993年体制下での3回の選挙（国政選挙2回、地方選挙1回）においても、【表1】に示したとおり、クム・ロカー・トムでは人民党が圧勝した。なお、2002年のクム・ソンカット評議会選挙（地方選挙）の結果に基づいて設立された同クムの評議会はの定数は9人で、議長は人民党、第1副議長はFUNCINPEC党、第2副議長は野党サム・ランシー党、ほか6人の議員はすべて人民党で構成されている（詳細は、【表2】を参照）。

【表1】コムポン・スプー州チュバー・モーン郡クム・ロカー・トムにおける選挙結果

政党名	1998年	2002年	2003年
カンボジア人民党	2,949票 (54%)	3,274票 (67%)	3,360 (57%)
FUNCINPEC党	879票 (16%)	840票 (17%)	869 (15%)
サム・ランシー党	907票 (17%)	783票 (16%)	1,398 (24%)

(出所) 国家選挙委員会の発表をもとに筆者作成。

【表2】クム・ロカー・トム評議会の構成^{vii}

役職	氏名	年齢	性別	所属政党
議長	Ouch Saboeun	61	男	カンボジア人民党
第1副議長	You Ounthon	53	男	FUNCINPEC党
第2副議長	Keo Pan	65	男	サム・ランシー党
議員	Prom Saron	63	男	カンボジア人民党
議員	Keo Sarim	45	女	カンボジア人民党
議員	Au Phol	50	男	カンボジア人民党
議員	Ek Choeun	54	男	カンボジア人民党
議員	Soeung Nhim	55	男	カンボジア人民党
議員	Chea Savin	51	男	カンボジア人民党

(出所) クム・ロカー・トム評議会における聞き取りをもとに筆者作成。

党組織の建設の歴史が非常に浅い FUNCINPEC 党やサム・ランシー党と異なり、人民党は 1980 年代を通じて、中央から地方の村落の末端にいたるまで地方行政機関と一体化した党組織を建設してきた。そしてその指導部構成は、特にクムという末端レベルでは 1993 年の体制移行後もまったく手付かずのまま残された。他地域のクム同様、クム・ロカー・トムでも人民革命党政権下でクム長（メー・クム）を務めていた人物が、1993 年の体制移行後もそのままクム長の座にとどまった。

しかしながら、それらの指導者がアクセスできる資源や行使できる影響力は、1990 年代初頭の国連による暫定統治期やその後の新体制への移行を境に大きく変化した。日常生活のあらゆる分野において党および国家の統制が及んだ人民革命党政権下では、正党員や党員候補、またはクロム・スノールの構成員として党と密接な関係を持つクム長は、クム・ロカー・トムにおいても政治的・経済的にもっとも影響力のあるポストだった。前任者の辞任を受けて 1980 年代後半からクム長を務める Ouch Saboeun クム・ロカー・トム評議会議長によれば、人民革命党政権下では、クム長には生産増大団結班（いわゆる「クロム・サマッキー」）が生産するコメをはじめとする食糧が給料の一部として支給されたほか、クム内の土地の配分の決定に関する広範な権限が与えられたという。

しかし体制移行後、制度上では人民党組織と地方行政機関は完全に切り離され、徴税制度や土地管理制度の変化によってクム長というポスト自体が持つ影響力は急速に低下した。さらに、人民党以外の政党といった政治勢力だけでなく、諸外国・機関の支援による開発計画、国際・国内 NGO など、村落レベルにおけるアクターの多元化によって、従来の党組織を通じた政治権力・国家権力の強制という人民党の強権的な統治スタイルは、大幅な見直しを迫られることになったのである。クム長をふくむクム・ロカー・トムの人民党指導者は、この点を十分に認識しているようで、クムの開発に必要な資金の獲得に努力したり、行政サービスの向上のために保健や教育分野で活動する NGO と積極的な連携を進めているという。また、資金面においてクムの外部社会とのパイプを持つ人々や、知識や技術を背景に村人に対して影響力を持つ人々を、積極的に人民党に取り込もうとしている。

4. まとめと今後の課題

以上のように、体制移行後の地方村落では、多様なアクターの出現とそれらがもたらす外部社会との新しいチャンネルが重要性を増すにつれ、地方村落における政治力学には従来の一元的な政治権力・国家権力だけではなく、多様な要素が作用するようになってきた。しかし人民党は、こうした変化にいち早く自らを適応させ、党組織と不可分に結びついた行政機関を通じた国家機構へのアクセスを独占的に行使することで、その支配的地位を安定的に維持している。

他方、複数政党制が導入された 1990 年代初頭になって結成された人民党以外の政党にとって、地方村落レベルにおける党組織の建設や支持基盤の獲得や維持は、人材的にも資金的にも容易ではない。人民党の地方党組織が地方行政機構とほぼ一体化し、事実上の「政府党」として機能している現状から考えると、人民党以外の政党が人民党支配に替わるオルタナティブを提供できる機会は非常に限られている。

1979年以降の人民革命党／人民党による地方支配に関する実証的な先行研究がほとんど存在しないため、村落レベルの個別の事例を扱う前に、まずは地方党组织や地方行政機構の人事や構造、そして両者の相互関連性といった基礎的な事実関係を明らかにすることが必要であった。その点で、本研究は人民革命党／人民党の地方支配の構造的性質という大きな枠組みを、提示することができたと考える。本研究をカンボジアの地方レベルにおける政治を検討する際の基礎的研究と位置づけ、今後も引き続き村落レベルにおける聞き取り調査やその比較を行ない、村落における政治力学の構造をより詳細な分析を行ないたい。

注 i) 人民党は 1998 年国民議会選挙、2002 年クム・ソンカット評議会選挙、2003 年国民議会選挙で、それぞれ 41.4%、61.1%、47.4%の票を獲得し、第 1 党の座を確保した。

注 ii) 1989 年 4 月の憲法改正以降、州は州都（ティー・ルオム・カエット）と郡に、さらに州都はソンカットに、郡はクムに区割りされた。一方、特別市は地区（カン）および郊外区（スロック・チアイ・クロン）に区割りされ、さらに地区はソンカットに区割りされた。なお、郊外区は州における郡と同等とされた。

注 iii) 1989 年 4 月憲法改正後は、「人民委員会」に改称。

注 iv) 選挙で FUNCINPEC 党が第 1 党となったが、州知事ポストが人民党に与えられたのは、バット・ドムボン州 (8)、コムボン・チャーム州 (18)、コムボン・トム州 (6)、クロチェヘ州 (3)、ター・カエウ州 (8)。逆に、人民党が勝利したが FUNCINPEC 党に州知事ポストが与えられるのは、コムボン・スプー州 (6)、モンドルキリー州 (1)、プレアハ・ヴィヒア州 (1)、プレイ・ヴェーン州 (11)。州名の後の括弧内の数字は議席定数を示す。

注 v) プノンペン特別市は例外で、副市長は 4 人。

注 vi) コムボン・チナン州とクロチェヘ州は例外で、第 1 副知事ポストは FUNCINPEC 党、第 3 副知事ポストは仏教自由民主党が獲得した。

注 vii) 構成員とその年齢は、聞き取りを行なった 2003 年時点のもの。

資料1. 地方指導部（州・特別市党書記および州知事・特別市長）の変遷：1979～1993年

州・特別市	役職	1979年	1981年5月	1985年10月	1989年4月	1991年12月	役職	1993年12月
ボンティアイ・ミアン・チェイ	党書記	ボンティアイ・ミアン・チェイ州の設立は1988年1月			オム・サルット	ヴォーン・カーン	州知事	F ドウオン・カエム
	州知事				イット・ルー	イット・ルー	第1副知事	人 チャーイ・サレート
バット・ドムボン	党書記	ラーイ・サモン	ラーイ・サモン	カエ・クムヤーン	ウン・サミー	ウン・サミー	州知事	人 ウン・サミー
	州知事	ラーイ・サモン	ラーイ・サモン	カエ・クムヤーン	ソック・サラーン	ウン・サミー	第1副知事	F セレイ・コソル
コムボン・チャム	党書記	クム・ユン	シーム・カー	フン・ネーン	フン・ネーン	フン・ネーン	州知事	人 フン・ネーン
	州知事	シーム・カー	ブリアブ・ピチェイ	フン・ネーン	ティット・リアム	フン・ネーン	第1副知事	F コーン・シアン
コムボン・チナン	党書記	ダオク・ナルン	ダオク・ナルン	ダオク・ナルン	ダオク・ナルン	ダオク・ナルン	州知事	人 ボーク・サムーン
	州知事	カエウ・シン	カエウ・シン	カエウ・シン	カエウ・シン	ダオク・ナルン	第1副知事	F ラーウ・スオキー
コムボン・スプー	党書記	キアウ・サロン	キアウ・サロン	サーイ・チュム	ハエム・コーン	ハエム・コーン	州知事	F ニアウ・シトン
	州知事	キアウ・サロン	ウドム・ミアンチェイ	ウドム・ミアンチェイ	ソムルット・サコーン	ハエム・コーン	第1副知事	人 ウッチ・ブルー
コムボン・トム	党書記	ロツホ・チュン	クム・ユン	ドー・ソーハン	ドー・ソーハン	チアン・オム	州知事	人 チアン・オム
	州知事	カム・パンティヴォー	グオン・ニユル	ドー・ソーハン	キアウ・ホール	チアン・オム	第1副知事	F チェン・ソティア
コムポート	党書記	トー・マー	コイ・ルオン	コイ・ルオン	コイ・ルオン	チャーイ・サンユン	州知事	F クリア・クムテー
	州知事	コイ・ルオン	サオム・チェン	サオム・チェン	クオン・ソック	チャーイ・サンユン	第1副知事	人 ティット・リアム
コンダール	党書記	ハエム・サムン	ハエム・サムン	ルム・ティー	ルム・ティー	ヴォーン・ソート	州知事	F チョック・サーリ
	州知事	ハエム・サムン	ハエム・サムン	イエーム・ヨーン	チア・チュム	ヴォーン・ソート	第1副知事	人 コン・キーム
コホ・コン	党書記	ルン・ブラームケソーン	ルン・ブラームケソーン	ルン・ブラームケソーン	ルン・ブラームケソーン	ルン・ブラームケソーン	市長	人 ルン・ブラームケソーン
	州知事	モン・セリヒ	モン・セリヒ	モン・セリヒ	モン・セリヒ	ルン・ブラームケソーン	第1副市長	F パル・サーン
クロチェハ	党書記	ダオク・ダー	ダオク・ダー	ニエーム・ヘーン	トゥック・クルーンヴォター	トゥック・クルーンヴォター	州知事	人 ヌー・ブーン
	州知事	ポーン・ポンルー	ポーン・ポンルー	ポーン・ポンルー	ヌー・ブーン	トゥック・クルーンヴォター	第1副知事	F ヴァエン・ソークーイ
モンドルキリー	党書記	ターウ・ゴーン	ターウ・ゴーン	ターウ・ゴーン	リー・ソン	ロアット・サレーム	州知事	F ホー・ソック
	州知事	ターウ・スム	ムオイ・スーム	ムオイ・スーム	チャン・ユーン	ロアット・サレーム	第1副知事	人 ウッチ・サロー
ブノンペン	党書記	カーン・サルン	カエウ・チェンダー	グオン・ニユル	グオン・ニユル	シーム・カー	市長	F チュム・シアクレーン
	市長	カーン・サルン	チャン・ヴェーン	トーン・コン	トーン・コン	シーム・カー	第1副市長	人 チア・ソパラー
ブレアハ・ヴィヒア	党書記	ヴェーン・クーン	ヴェーン・クーン	コーイ・クンフオ	スック・ソムエーン	スック・ソムエーン	州知事	F ミアン・サルン
	州知事	ヴェーン・クーン	ヴェーン・クーン	スック・ソムエーン	アオク・モニー	スック・ソムエーン	第1副知事	人 コーイ・クンフオ
ブレイ・ヴェーン	党書記	ダオク・サモル	トン・ポーレート	トン・ポーレート	ユット・ブートーン	ユット・ブートーン	州知事	F テーブ・ノンリー
	州知事	ダオク・サモル	チャム・イアツ	トーチ・サック	トーチ・サック	ユット・ブートーン	第1副知事	人 ユット・ブートーン
ポーサット	党書記	ロツホ・スレーン	ロツホ・スレーン	ロツホ・スレーン	ロツホ・スレーン	ロツホ・スレーン	州知事	人 ロツホ・スレーン
	州知事	プロム・クン	プロム・クン	プロム・クン	プロム・クン	ロツホ・スレーン	第1副知事	F キー・サーラー
ラタナキリー	党書記	-	-	ラック・オーン	ラック・オーン	ラック・オーン	州知事	人 カム・ラエン
	州知事	ブー・チュオン	ブー・チュオン	ブー・チュオン	ブー・チュオン	ラック・オーン	第1副知事	F スム・ソン
シナム・リアブ	党書記	ブー・サルーン	チャン・セーン	チャン・セーン	ナウ・ソム	ナウ・ソム	州知事	F トン・チャーイ
	州知事	ブー・サルーン	チャン・セーン	チャン・セーン	レーン・ヴィー	ナウ・ソム	第1副知事	人 ナウ・ソム
コムボン・サオム	党書記	ゾーン・ニアン	チョム・ホール	ルム・ナイ	ルム・ナイ	クム・ボー	州知事	F トアム・フンスロン
	市長	ゾーン・ニアン	チョム・ホール	チョム・ホール	チョム・ホール	クム・ボー	第1副知事	人 クム・ボー
ストウン・トゥラエン	党書記	トーン・パーイ	トーン・パーイ	ヴェーン・クーン	サオム・ソパー	サオム・ソパー	州知事	人 リー・スー
	州知事	-	-	サオム・ソパー	シカー・ブンヘーン	サオム・ソパー	第1副知事	F グオン・パエン
スヴァーイ・リアン	党書記	チャン・セーン	ヘーン・ソムカイ	ヘーン・ソムカイ	ヘーン・ソムカイ	ヘーン・ソムカイ	州知事	人 ホック・ロンディー
	州知事	ヘーン・ソムカイ	ヘーン・ソムカイ	モーク・スム	ホック・ロンディー	ヘーン・ソムカイ	第1副知事	F スレイ・モンドル
ター・カエウ	党書記	ボル・サルアン	ボル・サルアン	ボル・サルアン	クム・ボー	スー・ピルン	州知事	人 スー・ピルン
	州知事	フム・ニヤニユ	コン・ラン	コン・ラン	スン・ソッコーン	スー・ピルン	第1副知事	F チュム・ティアム

(出所) 2003年6月3日付 ソー・ケーン副首相兼内務共同大臣宛の調査許可申請書に基づき、内務省行政総局人事・職業訓練部長ドウッチ・ソン氏の協力を得て調査・作成。
 ※1979～1991年の網掛け部分は、州知事・市長と州党書記・市党書記が同一人物であることを示す。1993年については、州知事・市長と第1副知事・第1副市長を記載。
 名前の左側は所属政党を示す。「人」はカンボジア人民党、「F」はFUNCINPEC党。